

京都市立八瀬小学校
校長 岡崎 秀樹

自然災害による非常措置についてのお知らせ

災害発生時の学校での非常措置についてお知らせいたします。

記

Ⅰ 「暴風警報」または「警戒レベル4」発令時

台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合、また、八瀬学区に水災害や土砂災害等による「警戒レベル4」（避難指示）が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

また、氾濫・大雨、又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合は、気象状況により大規模かつ長期的にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合、また八瀬小学校区内の被害等の状況により、臨時休校となる場合があります。

1 登校前に発令された場合

- ① 『暴風警報』が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。
- ② 『暴風警報』が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合……………平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合……………3校時（10：45）から始業
 - ・ 午前11時までに解除になった場合……………5校時（13：35）から始業
 - ・ 午前11時現在、警報発令中の場合……………臨時休業

給食中止

月曜日の場合は、5校時開始は13：20

2 在校中に発令された場合

- ① 下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。
- ② 下校の判断をした場合、すぐ一斉配信・ホームページでお知らせするとともに、入学時に提出いただいた「緊急時の下校方法」に基づき、集団下校・学校待機します。

*不測の事態においては、緊急時の連絡先電話番号により、学校と連絡がとれるようにしておいてください。

*上記の内容は「暴風警報」に対する非常措置であり、「大雨警報」や「洪水警報」は非常措置の対象とはなりません。

*臨時休校や自宅待機になった場合は、家の中で過ごすようにしてください。また、臨時休校となった後に「暴風警報」が解除された場合も、すぐに外へ遊びに行かないように、子どもたちにご指導ください。

*雨・風が強い間は、なるべく外出を控えるようにしてください。

※裏面に続く

2 「特別警報」発令時

台風等により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置をとります。

1 登校前に発令された場合

- ① 『特別警報』が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機してください。
- ② 『特別警報』が解除された場合、以下の措置を取ります。
 - ・ 深夜0時まで解除になった場合……………5校時（13：35）から授業
 - ・ 深夜0時現在、『特別警報』発令中の場合……臨時休業

給食中止
月曜日の場合は、5校時開始は13：20

2 在校中に発令された場合

※「在校中に『特別警報』が発令された場合」、全員学校待機（引き渡し）となります。

3 地震発生時

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置をとります。

1 登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ① 震度5以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・ 下校後、深夜0時まで発生した場合……………翌日を臨時休業
 - ・ 深夜0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業
 - ・ 休業日、休業前日に発生した場合
……………原則として休業明けの登校日を臨時休業
安全が確認でき、授業等を実施する場合は、
すぐーるやホームページ等でお知らせしま
す。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

※「在校中に震度5弱以上の地震が発生した時は」、全員学校待機（引き渡し）となります。